

議案第92号

湯沢温泉ロープウェイ施設等
賃貸借契約の締結について

賛成討論はありません

反対討論

柿崎直治

議案第92号「湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の締結について」は先の「観光事業経営譲渡に関する協定書」に付随するものでありますからこの両方について反対意見を述べます。

まず「観光事業経営譲渡に関する協定書」については、民間貸付に関して町民に詳しい情報を開示し理解を求める努力をしない町民不在の施策であったこと、観光事業を行う上で重要な布場、ファミリィ両スキー場の民間所有の土地賃貸問題が解決されていないこと、協定書第6条5年間で2億円の設備投資に関する文言があいまいな点であること、今までは公共性が重視されてきた中での経営であったが、民間に経営権が譲渡さ

れると料金改正案が示されることも考えられる。そのことについて協議すべきでその結果を文言で明記しなければならぬと思うが、それが記載されていない。以上、協定書の不備な点を指摘して協定書に関する反対意見とします。

次に議案第92号「湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の締結について」に対する反対意見ですが、賃貸借契約書第一条貸付物件において、町が借り受け使用している土地について町は従前と同等若しくはそれ以下の条件にて賃貸借契約ができることと、そしてそれを直接的な経営者であるスノーリゾートサービス株式会社へ転貸することについて町が責任を負うものとするなど記載されているが、普通財産の貸付形態という中で町がそれほど介入する義務が何故あるのか疑問であること、第四条貸付

料について、町は固定資産相当分4千532万円の貸付料で合意したと説明しているが、もう少し交渉すべきであったということ、などこの「湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の締結について」の反対意見とします。

以上、「観光事業経営譲渡に関する協定書」の不備な点、および「湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の締結について」における疑問点を総括して、町民への情報提供の不確実、一社選択への不透明感、土地貸借問題に対しての不誠実な取り組みなど、すべて町側の一方的な民営化の進め方に問題があることを指摘して反対討論とします。

反対討論

佐藤守正

私は、事前に町民に民営化の方針を告知し、そのこと

の是非を町民に問うということをしないばかりか、議会にさえ相手が日本ケーブルであることを知らせず、行部の執行の姿勢を問いたいのです。

上村町長の就任時には、既に日本ケーブルとの間で基本的な合意ができていたという状態だったことは確かです。しかし上村町長は、町民参加を標榜されている訳ですから、村山町長の手法までも引き継ぐべきではなかったのです。

既に合意ができていたにしろ、上村町長としてもその経緯を町民に説明し、町民の意見を聞き、丁寧な説得をするという手順を踏まねばならないはずでした。決まっていたことをひっくり返すのは難しいにしろ、町民の声を聞きながら手直しをすることはできないのかどうかの検討はすべきでした。

私もこのままの状態です。直営はできないとは思いますが、しかし、日本ケーブルの経営の仕方に対しての町の発言権は確保しておかねばなりません。

町の「指定管理者の指定手続等に関する条例」では、指定管理者に対して、町は経理の状況について報告を求めたり指示をしたりできるとし、指示に従わないときは指定の取り消しさえも

できることになっています。しかしロープウェイに関してはそれが無い。協定書には「共存共栄を図る」という理念は書かれています。相手がそれに反していても町は何らの手も打てないのです。

今後、日本ケーブルの経営姿勢に対し異議を挟まねばならない事態になってもまたロープウェイと周辺住民・営業者との間で軋轢が生じ、町が何らかの介入をしなければならなくなっても、それを保証する条項はどこにもないのです。「更新拒絶」の条項はありますが、それは5年の契約期間の満了を待たねばなりません。

町民の財産を預けるのですから、厄介者を押し付けることができるようになってきたというだけの対応で、町は責任を果たしたことになるのでしょうか。

以上、町民不在のままことを進めてしまったこと、ロープウェイに対する町の発言権を一切放棄してしまったこと、この2点を理由に私はこの契約には反対します。